



鳥取県公報

平成 21 年 10 月 6 日 (火)
第 8 1 3 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の委託 (2件) (619・620) (文化政策課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (621) (福祉保健課) 2
	都市計画の変更予定 (622) (景観まちづくり課) 3
	特定猟具使用禁止区域の指定 (623) (公園自然課) 4
	県道の区域の変更 (624) (道路企画課) 5
	県道の供用の開始 (625) (〃) 6
	介護老人保健施設の開設の許可 (626) (中部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (76) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) 7

告 示

鳥取県告示第619号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第53回鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
財団法人米子市教育文化事業団
- 2 委託期間
平成21年10月10日から同月19日まで

鳥取県告示第620号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第53回鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
倉吉博物館協会
- 2 委託期間
平成21年11月7日から同月23日まで

鳥取県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名称	所在地	指定年月日
高島病院介護老人保健施設	米子市西町6	平成21年9月1日
介護老人保健施設はじめ	西伯郡伯耆町大原927-1	平成21年9月3日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人育生会	米子市西町6	高島病院介護老	米子市西町6	短期入所療養介	平成21年9月1

		人保健施設		護	日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7	アースサポート株式会社鳥取在宅サービスセンター	鳥取市富安一丁目113	訪問入浴介護	〃
医療法人社団昌平会	西伯郡伯耆町大原927-1	介護老人保健施設はじめ	西伯郡伯耆町大原927-1	短期入所療養介護	平成21年9月3日

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人育生会	米子市西町6	高島病院介護老人保健施設	米子市西町6	介護予防短期入所療養介護	平成21年9月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7	アースサポート株式会社鳥取在宅サービスセンター	鳥取市富安一丁目113	介護予防訪問入浴介護	〃
医療法人社団昌平会	西伯郡伯耆町大原927-1	介護老人保健施設はじめ	西伯郡伯耆町大原927-1	介護予防短期入所療養介護	平成21年9月3日

鳥取県告示第622号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成21年10月6日から同月20日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成21年10月20日までに知事に意見書を提出することができる。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・2・2号福部伏野線

鳥取都市計画道路3・4・8号宮下十六本松線

鳥取都市計画道路3・5・8号滝山桜谷線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路3・2・2号福部伏野線

変更する部分

鳥取市覚寺字保治谷、字長谷、字長谷口、字弘法庵、字背谷口、字鐘鑄平、字坂ノ上二、字鐘鑄場、字鐘鑄谷、字赤井山、字妙見、字七反田、字庵ヶ崎、字砂田、字下丁田、字流田、字拾上、字西尾田、字繩手、字堤下二、字畦倉及び字上隈ノ内、円護寺字北谷山、浜坂字加露田、字長代、字井ツナシ、字越ノ前、字北裏山、字穴井後、字東藪ノ内、字西藪ノ内及び字中瀬東側、江津字埋立、字三嶋川原ノ三及び字西皆竹、秋里字埋立、字三島、字藪ヶ土手、字東皆竹、字皆竹畑、字松下、字上下水越、字古宮ノ下、字上壱町ヶ坪、字下大石橋、字下壱町ヶ坪及び字中刺、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、南隈字曾崎、字狐隈ノ二及び字狐隈ノ一、賀露町字東横江、字西横江、字中野菜、字西野菜、字殿

免、字美濃隈、字七隈田、字犬伏、字溝狭、字横江、字摩尼田及び字川住、湖山町字白浜、字大浜ノ巻、字大寺屋、字堀越西方及び字堀越東方、伏野字砂浜、字スクモ塚、字長者石、字中浜、字塚松、字渡り上りノ二、字溝河及び字渡り上りノ一

(2) 鳥取都市計画道路 3・4・8 号宮下十六本松線

変更する部分

鳥取市国府町奥谷三丁目、分上一丁目、宮下、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目並びに新通り四丁目、同市大杓字横長、字五万田及び字老本木、立川町五丁目、立川町六丁目、立川町七丁目、吉方温泉四丁目、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、吉方、興南町、富安一丁目、富安二丁目、扇町、天神町、幸町、古市字島田、字行徳廻り土手外、字田ノ向、字南八ツ口、字新田、字外新田、字木戸ノ外、字御棚ノ内、字御棚ノ内二、字御棚ノ内三、字上寺屋敷及び字塚ノ本、行徳一丁目、行徳二丁目、西品治字猿尾間ノ一、字猿尾間ノ二、字土手下ノ一、字土手下ノ二、字土手下ノ三、字土手下ノ四、字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四、田島字土手外ノ巻及び字土手外ノ二、安長字埋立及び河原外、松並町二丁目、秋里、秋里字埋立、字上土居、字西土居、字上寺ノ後、字宮ノ出口及び字松下、江津字大正、字紀念、字前田、字下土居及び字船附、浜坂四丁目並びに浜坂七丁目

(3) 鳥取都市計画道路 3・5・8 号滝山桜谷線

変更する部分

鳥取市卯垣五丁目、滝山字山川向及び字坂ノ谷、卯垣字ギツトリ並びに岩倉字尺山、字坂谷、字井後、字柏木、字犬島赤田及び字上樋掛

鳥取県告示第623号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
百谷特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市百谷地内の旧県道鳥取福部線と市道百谷線との交点を起点とし、同所から同市道を西方に進み、百谷ダム管理道に至り、同管理道を西方に進み、鳥取市百谷字矢谷から国有林鳥取事業区旧城山国有林に通ずる山道（通称矢谷山道）に至り、同山道を西方に進み、国有林鳥取事業区旧城山国有林の石標248号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を北東、南西及び北西に進み、同国有林の石標325号に至り、同石標から鳥取市覚寺寺と市道百谷の境界を北東に進み、平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市と平成16年11月1日市町村合併前の福部村との境界に至り、同境界を南東、北東及び南東に進み、旧県道鳥取福部線に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
河岡特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市河岡地内の市道尾高河岡線と市道盤川右岸堤線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南西に進み、市道五ツ分日下線に至り、同市道を北西に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を北西に進み、市道盤川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高福万線に至り、同市道を北西に進み、市道河岡4号線に至	〃

	り、同市道を北西に進み、農道（通称片山道）に至り、同農道を北西及び南方に進み、野本川右岸の標識に至り、同標識と野本川左岸の標識とを結ぶ線を進み、市道野本川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高河岡線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	
大谷特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市大谷地内の前田堤の湖面	〃
今在家特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市今在家地内の茶屋堤、板橋堤及び奥堤の湖面	〃
河崎越路堤特定猟具（銃器）使用禁止区域	岩美郡岩美町河崎地内の河崎越路堤の湖面	〃
下峰寺特定猟具（銃器）使用禁止区域	八頭郡八頭町下峰寺地内の長谷堤及び小坂前堤の湖面	〃
樽見溜池特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡北栄町曲地内の樽見溜池の湖面	〃
緑水湖特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡南部町下中谷地内の国道180号と県営賀祥ダム提体との交点を起点とし、同所から同提体を東に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南方及び北東に進み、林道ヒカラシ線に至り、同林道を南東、東方、南東及び北東に進み、林道上中谷線に至り、同林道を南東、北東及び南西に進み、遊歩道健康の径に至り、同遊歩道を西方に進み、西伯郡南部町下中谷字小谷666と字途中谷下山692の境界の東端点に至り、同所から上長田大橋東端に至る尾根筋を西方に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南東、西方、北西及び南方に進み、国道180号に至り、同国道を北西に進み、町道畜産団地線に至り、同町道を南西に進み、町道賀祥ダム線に至り、同町道を南西に進み、町道アゴ牛線に至り、同町道を北東に進み、国道180号に至り、同国道を北方に進み、町道入蔵線に至り、同町道を西方に進み、林道アンジキ線に至り、同林道を東方及び北東に進み、林道ゴマンダヤマ線に至り、同林道を東方に進み、国道180号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃

鳥取県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月6日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
若桜湯村温泉線	変更前	八頭郡若桜町大字赤松字柳ヶ坪927-10地先から同大字字和田967地先まで	6.0~16.0	178.0
	変更後	八頭郡若桜町大字赤松字柳ヶ坪927-10地先から同大字字和田967地先まで	6.0~16.0	178.0
		八頭郡若桜町大字赤松字柳ヶ坪927-2地先から同大字字地免田726-1地先まで	8.5~14.0	165.0

鳥取県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月6日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
若桜湯村温泉線	八頭郡若桜町大字赤松字柳ヶ坪927-2地先から同大字字地免田726-1地先まで	平成21年10月6日

鳥取県告示第626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
医療法人明生会	あけしまニコニコホーム	倉吉市幸町507-18	平成21年10月1日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第76号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに倉吉市選挙区及び東伯郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年10月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,758
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,978
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,949
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,629

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取情報ハイウェイ通信機器更新業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成22年3月31日（水）

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年10月13日（火）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成21年10月6日（火）から同年11月18日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課

4 入札手続等

(1) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

電話 0857-26-7433

電子メール shuchugyoumuka@pref.tottori.jp

(2) 入札に関する書類又は業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課

電話 0857-26-7852

電子メール jouhou@pref.tottori.jp

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成21年10月6日（火）から同月21日（水）までの間に、インターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=120392>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年10月6日（火）から同月21日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（2）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（2）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年11月18日（水）午後2時（郵便等による入札書の受領期間は、同月17日（火）午後5時までとする。）

鳥取県庁第2会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成21年10月28日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、調達手続特例規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Name of business and a quantity : Tottori information highway telecommunications equipment update business consignment complete 1 set

(2) October 21, 2009 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 18, 2009 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

November 17, 2009 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Information Policy Division Regional Development Support Bureau Department of Planning Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7852